

## 【市民料金について Q&A】

Q：市民であることの確認はいつ行いますか？

A：抽選会当日、または申し込みの際に確認させていただきます。

Q：一度証明書の確認がとれた団体は、次の申請から証明書は不要ですか？

A：申し込み都度、ご提示いただく必要があります。毎回証明書のご提示が難しい場合は、利用者登録をご利用ください。

Q：利用者登録とは何ですか？

A：登録をすると3年間有効な利用者カードが発行されます。市民の方は申請時にカードをご提示いただければ、市民料金が適用されます。登録の際は、証明書が必要となりますので、必ずご持参ください。

Q：証明書を忘れた場合はどうなりますか？

A：後日速やかにご提示をお願いいたします。利用日までにご提示いただけない場合は、市外料金での追納をお願いする場合がございます。

Q：在勤・在学の場合の証明書は？

A：在勤者は、社員証・在籍証明書等、在学者は学生証・在学証明書等です。なお、パート・アルバイトの場合も、就労証明書・パート社員証等のご提示で市民料金が適用されます。

Q：任意団体の場合、大半の会員が市民で構成されていれば、市民料金になりますか？

A：申請時の団体もしくは代表者が市内に住所を有する場合のみ市民料金が適用されます。団体の中にいらっしゃる市民の方を代表者として申請していただければ、市民料金が適用されます。ただし、発行される納付書や領収書は代表者のご住所・お名前が記載されます。申請後、変更は一切できませんのでご注意ください。

Q：申請後、市外から市内へ、または市内から市外へ住所が変更になった場合は？

A：申請した際のご住所を基準とするため、追納または還付の対象にはなりません。

Q：施設使用の取り消し時に、住所が変わっていた場合は？

A：取り消しは、新たな受付にはならないので、申請した際のご住所を基準とし処理します。

## 【入場料金による加算について Q&A】

Q：前売券と当日券で入場料が違う場合は、どちらが基準になりますか？

A：前売・当日にかかわらず、一番高額な券種を基準とします。

Q：販売枚数が限定のプレミアムチケット等の取り扱いがある場合、加算の対象になりますか？

A：対象になります。枚数に関わらず、一番高額な券種を基準にします。

Q：昼公演と夜公演で入場料が違う場合は、どのようになりますか？

A：加算の有無は一日を基準に考えるので、1日複数回公演を実施される場合は、その中に5,001円以上の券種があれば、加算の対象になります。

Q：公演日によって入場料が違う場合は、どのようになりますか？

A：上記と同じく、加算の有無は一日を基準として考えるので、5,001円以上の券種があれば、その一日は加算の対象となり、ない日に関しては対象となりません。

Q：ペア割・トリオ割等、複数人での入場による割引チケットの場合は、どのようになりますか？

A：基準となる入場料は、一公演あたりの一人分の入場料なので、該当する人数で割った金額が、5,001円以上の場合は加算の対象になります。

Q：セット券等、複数演目の割引チケットの場合は、どのようになりますか？

A：基準となる入場料は、一公演あたりの一人分の入場料なので、該当する回数で割った金額を基準とします。なおフリーパス（公演期間中何度でも観劇可）のチケットに関しては、3で割った金額が、5,001円以上の場合は加算の対象になります。